



## 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和3年2月25日

香美市監査委員 岡本 明 弘  
香美市監査委員 岩崎 昭 雄  
香美市監査委員 小松 紀 夫



### 記

#### 1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して検査を行った。

#### 2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による検査)

#### 3 監査の対象

福祉事務所、健康介護支援課  
（令和元年度及び2年度）

#### 4 監査の実施場所・日程

香美市役所 監査委員事務局 ・ 令和3年2月9日、10日、12日

#### 5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

#### 6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

#### 7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知されたい。

#### 指摘事項

- (1) 施行伺及び見積記録等がないものや必要な決裁権者の決裁や合議がない回議書が散見された。事務決裁規程や総務課及び管財課の示す手順に従い、適正な事務処理に努められたい。(福祉事務所、健康介護支援課)
- (2) 委託者から提出のあった委託(業務の一部)の承諾願い及び履行場所の承諾願いに対して、契約書又は機密保持契約書で定めた承認を行わず業務が行われていた。(健康介護支援課)
- (3) 見積書提出依頼の条件に反した随意契約がなされていた。(健康介護支援課)

#### 8 監査の意見

- (1) 必要な手順が踏まれていない契約行為が散見された。事務決裁規程及び契約規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう職員に徹底されたい。
- (2) 補助金の実績報告を受ける際は、目的に合った適切な使途であったかを判断できる内容の報告書を徴取されたい。

以上